

墨田区消費者ニュース

令和3年2月発行 第171号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)

〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



食品による子どもの窒息・誤嚥^{ごえん}事故に注意しましょう！

厚生労働省の人口動態調査によると、平成26年から令和元年までの6年間に、食品を誤嚥して窒息したことにより、全国で14歳以下の子どもが80名死亡しており、そのうち5歳以下が73名で9割を占めております。

窒息・誤嚥事故防止のため、以下のことに注意しましょう！

■豆やナッツ類など、硬くてかみ砕く必要のある食品は5歳以下の子どもには食べさせないてください。

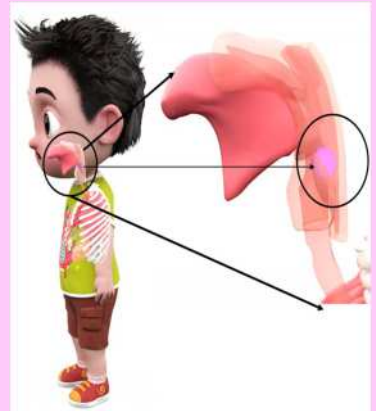
咽頭や気管に詰まると窒息しやすく、大変危険です。小さく砕いた場合でも、気管に入り込んでしまうと肺炎や気管支炎になるリスクがあります。

■ミニトマトやブドウ等球状の食品を丸ごと食べさせると、窒息するリスクがあります。乳幼児には、4等分する、調理して軟らかくするなどして、よく噛んで食べさせましょう。

■食べているときは、姿勢を良くし、食べることに集中させましょう。

物を口に入れたままで、走ったり、笑ったり、泣いたり、声を出したりすると、誤って吸引し、窒息・誤嚥するリスクがあります。

食べ物が詰まる場所（のど）



「消費者庁イラスト集」より

美容医療でクーリング・オフ が可能な場合もあります！！

【相談事例】

3日前、インターネットでニキビ治療について調べた美容クリニックに向き、勧められてケミカルピーリングの申し込みをした。

4週間おきに5回施術を受けるコースで料金は6万円、クレジットカードの一括払いにした。冷静に考えると高額なので、クーリング・オフをしたい。

【アドバイス】

美容医療のうち、**脱毛** にきび・しみ等の除去 しわ・たるみの軽減 脂肪の減少 歯の漂白等において、特定の方法によるもので、提供期間：1 か月超、金額：5万円超のものは特定継続的役務提供として特定商取引法の適用を受けます。8日間のクーリング・オフやクーリング・オフ期間を過ぎても中途解約ができます。中途解約の解約料の上限は法律で決められています。

事例では5か月、6万円の契約なので特定継続的役務提供に該当し、クーリング・オフにより契約を解除できました。

美容医療の中には、高額な契約になるものもあります。また、皮膚障害ややけどなどの危害も一定数発生しています。

契約をする前に、契約内容を書面でよく確認し、十分説明を受け、納得した上で、施術を受けるのかを検討しましょう。

すみだ消費者センター相談室



■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

●区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

